

放送を巡る諸課題に関する検討会取りまとめ案起草委員会

(第2次第2回)議事要旨

1. 日時

平成30年2月22日(木)9:30～11:30

2. 場所

総務省10階共用会議室2

3. 出席者

(1) 構成員・「放送を巡る諸課題に関する検討会」座長

新美主査、小塚構成員、大谷構成員、宍戸構成員、多賀谷検討会座長

(2) オブザーバー

林オブザーバー、山本オブザーバー

(3) 総務省

鈴木総務審議官、山田情報流通行政局長、奈良官房審議官、鈴木総務課長、湯本放送政策課長、豊嶋情報通信作品振興課長、藤波放送政策課企画官、村田同課企画官、大内同課統括補佐、桑山同課課長補佐

4. 議事要旨

(1) 開会

(2) 事務局からの説明

事務局から、資料に沿ってNHKのガバナンス等についての説明が行われた。

(3) 自由討論

構成員等の主な意見は、以下のとおり。

●インターネット同時配信のニーズ・必要性

○ 常時同時配信により放送と通信サービスを連携させることによって放送のメディア価値が向上することは、周波数を割り当てている観点から、周波数の利用価値が高まるので望ましい。NHKの目的達成、ひいては民間放送を含めた放送の普及に資するものと考えられる。

● NHKのインターネット同時配信の放送法上の位置付け及びNHKの目的・受信料制度の趣旨との関係等

○ 同時配信は、放送番組をそのまま別の伝送路で流すということであり、インターネットの世界も含めたNHKの役割を考える手前の問題なので、影響を過剰に評価して議論しないように注意する必要があるのではないか。

- ネットの無規律なコンテンツに、放送というきちんとしたコンテンツが入ってくることは、社会の公共性にとってプラスではないか。
- 常時同時配信は、NHKが受信料財源に基づいて実施するものである、あるいは伝統的な放送サービス類似のものであることを考えると、国民の知る権利に大きな影響を与えないように、あるいはNHKの財源を毀損しないように、一定の規律は必要ではないか。
- 現時点において、放送用周波数と通信というのは違う、社会の受け止めというのも同一でないことで考えると、任意業務にするべきではないか。受信料との関係でいうと基本的に受信契約世帯に対するモアサービスとして提供すべきではないか。
- たとえば公共性の確保、市場影響調査等を前提に一定の計画・基準の策定を義務づけ、その実施にNHKを経営委員会の決定等を通じてコミットさせ、コミットメント違反に対する行政監督を備える共同規制的な手法が考えられるのではないか。

● 他事業者との連携・協力等

- 市場への影響という観点からは、結局のところ公共的価値という考え方によって没却されがちであるが、そこにどうタグをはめるかについては諸外国も悩んでいる。
- 放送外の技術を使って、放送のメディアとしての価値を向上させる観点から、NHKが他事業者と連携することが望まれるのではないか。現行の放送法上、そのことを確認する趣旨の規定を置くことも考えられるのではないか。

● 情報公開による透明性の確保

- NHKは、視聴者や国民とのコミュニケーションが必ずしもうまくいっていない面があるのではないか。その観点から、情報公開を進めていくことを制度化してもよいのではないか。
- 開示の仕組みの議論の前に、文書管理の在り方についても議論が必要ではないか。作成されていないければ文書不存在として不開示となってしまう。
- 情報公開の前提として、どんな情報があるのか明確にしておくことが必要。
- 非開示情報の基準の定め方の問題があり、独立行政法人の情報公開制度をそのまま適用するのは難しいが、NHKの情報開示については、NHKの業務に適した形で、国の機関が関与しない形の制度を法律で作ること自体は問題ないのではないか。
- 視聴者や国民は、NHKが膨大な予算を使い、何をどう調達しているのか、その調達が適正なのか、競争性が担保されているのかに関心が高いのではないか。
- 理事会の議事録は、既に自発的に公開されているので、それで足りないものがあるかどうか保険等する必要があるのでないか。

○ 理事会の議事録については、そのまま開示することは難しいものの、要旨の公開くらいはできるかもしれない。

○ 仮に理事会の議事録を公開させたとしても、結局、公開したくない議題を理事会から他の会議に移されたら意味がないので、外部からチェックする必要がある。

● コンプライアンスの確保

○ コンプライアンスの確保に関する規定については、現状、独立行政法人通則法や会社法と比べて規定が薄いところなので、検討する余地はある。

○ (役員)の法的責任については、民間なら株主が役員の責任を追求できる。NHKについては、視聴者に代わって経営委員会などが行使するのだろうが、責任規定自体については入っていて当然ではないか。

○ 役員の責任に関しては、番組に関して責任を追求できないという規定を追加することも考えられる。

○ 責任を問うためには、経営委員会が責任を持ちうるよう、経営委員会の事務局を強化し、実効的な情報が上がってくる体制となっていることが必要。また、実効的な監査を確保するため、監査委員会に第三者性をもった事務局も必要。

○ 経営委員会の事務局に弁護士や会計士、経営コンサルティングのような第三者的な専門家を入れる体制を作ることが重要。

○ NHKは自主的に内部統制の議決をしているが、例えば内部統制報告書のようなものを作成・公表を制度化し、外部の目を入れることで、財務状況について見えてくるものが変わり、前進すると思う。

○ 随意契約について、それを認める事由が国同様に定められているが、その使われ方が広く、例えば、専門性を理由にNHK子会社に随意契約されているケースが多数ある。

● 業務やその財源となる受信料の水準・体型等についての適切な評価・レビュー等

○ 総括原価方式は業務効率化のインセンティブが働かないので、情報公開や管理会計といった仕組みをNHKの経営にビルトインして、外部に見える形で個々の業務や予算の組み立てをする必要がある。

○ 独立行政法人通則法の評価方法は、主務大臣が評価することになるので、そのままNHKに適用するのは難しいと思うが、NHKが計画を立てて、外部有識者も含めて評価し、国民視聴者に対してそれを明らかにしていく仕組みであれば十分考える余地がある。

○ NHKが中長期の計画をたて、その計画に基づく単年度の予算を国会の議決とすることは矛盾するものではなく、必要があれば中長期の推計を見直すPDCAサイクルをしっかりと組み込むことが良いのではないかと思う。

(以上)